

第15号

# 横浜市報調達公告版

発行所

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 一般競争入札（条件付）の施行  
（横浜市庁舎建物総合管理委託 一式） . . . . . 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 . . . . . 6

---

# 調 達 公 告

---

一般競争入札（条件付）の施行  
次のとおり、一般競争入札を行う。  
令和5年2月7日

契約事務受任者 横浜市副市長

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
横浜市庁舎建物総合管理委託 一式
- (2) 業務内容  
設計図書による。
- (3) 履行期間  
令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 履行場所  
横浜市庁舎
- (5) 入札方法  
この入札は、第1号に掲げる概算数量の総価により行う。

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、開札日（ただし、基準日を別に定める場合を除く。）において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定に基づき横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（以下「入札取扱要綱」という。）第3条第1項により定める資格を有する者であること。
- (2) 横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 入札に参加できる者の形態は、単体事業者又は構成員数3者以内による共同企業体であること。
- (4) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、所在地区分が「市内」であり、種目に「301：建物管理」及び「302：警備」の登録があること。
- (5) 過去5年間に延床面積 50,000 ㎡以上の事務所、商業施設又は官庁施設のいずれかで総合管理を受託した建物管理実績が1件以上あること。
- (6) 共同企業体により入札に参加しようとする者は、市内企業かつ上記(1)及び(2)を満たした者により構成され、次の要件を満たさなければならない。ただし、上記(4)については種目別に分担した共同企業体の参加を可とする。また、上記(5)については、代表構成員は必ず満たすものとする。
  - ア 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件委託に係る入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む）になることができない。
  - イ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体以外の共同企業体の構成員になることができない。
  - ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。
  - エ 構成員の数は2者又は3者とする。なお、各構成員の出資比率については、2者の場合は10分の3以上、3者の場合は10分の2以上とし、代表構成員がその共同企業体構成員中最大であること。
- (7) その他、詳細については横浜市契約規則、入札取扱要綱及び横浜市物品・委託等競争入札参加者要領（以下「入札参加者要領」という。）等に定めるところによる。

## 3 入札参加手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。
- (2) 2に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。
- (3) 設計図書のダウンロード  
設計図書については、横浜市各区局発注ホームページ画面  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/somu/20230207.html>) よりダウンロードすること。なお、一部設計図書については閲覧又はCD-Rによる貸出のみとしている

ため、閲覧又はCD-R貸出については、事前に下記へ連絡すること。

<閲覧・CD-ROM貸出場所>

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎7階

横浜市総務局総務部管理課

電話：045-671-2082

(4) 設計図書に関する質問及び回答

ア 質問の締切日時及び方法

令和5年2月20日(月)の午後3時までに別紙質問書を発注担当課へ電子メールで提出し、提出後に送付した旨を発注担当課へ必ず電話で連絡すること。

イ 質問に対する回答

令和5年3月3日(金)までにホームページに掲載する。

4 入札方法等

(1) 入札日時

令和5年3月16日(木)午前10時

(2) 入札場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所 会議室みなと1.2.3(横浜市庁舎18階)

(3) 入札に参加しようとする者は、入札日に持参により入札書を提出すること。なお、郵便による入札は認めない。

(4) この入札は、設計図書に記載する業務を実施する履行期間(5年分)の総額により行う。なお、業務準備に係る費用は落札者が負担することとする。

(5) この入札は、横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱に基づき、予定価格に10分の8を乗じて得た額を最低制限価格として設定する。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

(7) 入札の回数は2回までとする。

なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の制限の範囲内かつ最低制限価格を上回る入札がないときは、当該入札を不調とする。

5 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 共同企業体による入札の場合に、共同企業体協定書兼委任状の提出をしない者が行った入札

(4) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員が、同一の案件において入札を行った場合における、当該共同企業体が行った入札及び当該構成員が行った入札

(5) 共同企業体と当該共同企業体のいずれかの構成員を構成員とする他の共同企業体が同一の案件において入札を行った場合、これらの共同企業体が行った入札

(6) 組合と当該組合のいずれかの組合員が同一の案件において入札を行った場合における、当該組合が行った入札及び当該組合員が行った入札

(7) 組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する他の組合が同一の案件において入札を行った場合、これらの組合が行った入札

6 落札予定者の決定、入札参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和5年3月16日(木)午前10時

(2) 開札後、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第21条第1号から第6号まで、第13号及び第14号に定める事項のうち、当該契約で定める入札参加資格を満たすものであるかを確認するものとする。

(3) 前号の規定により確認を行った者の取扱いは、次のいずれかによるものとする。

- ア 当該入札者が入札参加資格を満たすものであることを確認した場合には、その者を落札候補者とし、入札参加者にその旨を通知し、落札の決定は保留する。
- イ 当該入札者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者について、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札候補者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (4) 予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2人以上あるときは、(2)の入札参加資格の確認を行った上で、入札参加資格を満たすことを確認した者について、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- (5) 落札決定を保留した後、落札候補者について、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第21条第7号から第12号までに定める事項のうち、次のア及びイのとおり、入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。
- ア 落札候補者は、委託業務経歴書及び2(5)に該当することを証する契約書の写し等の書類を発注担当課へ提出すること。
- イ 共同企業体で参加している場合は、共同企業体協定書兼委任状（出資比率等が分かるよう記載したもの）、及び共同企業体での参加で、構成員に組合がいる場合は、その組合が属する組合員のリストを提出すること。
- (6) 前号に規定する確認の結果に基づき、落札候補者の取扱いは次のア及びイのいずれかによるものとする。
- ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知する。
- イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者について、(2)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (7) (2)において予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者がいないとき若しくは(3)イ又は(6)イにおいて予定価格以下の価格をもって入札した者が他にないときは再度の入札を行うこととし、この場合においても(2)から(6)までの手続は同様とする。なお、すでに無効の入札をした者及び最低制限価格未満の入札をした者の入札は認めない。
- (8) (5)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、別途指定のある場合を除き、提出書類等を、開札日（(3)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の2日後（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後5時までに電子メールにより発注担当課へ提出し、また、確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(6)イの手続により落札者を決定する。
- (9) (6)イの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止等措置要綱第2条第1項、第3条又は第4条に該当した場合（ただし、軽微な事由による指名停止を除く。）には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
入札保証金及び契約保証金はこれを免除する。
- 8 契約金の支払方法  
60回以内の部分払いとする。
- 9 その他
- (1) 入札を執行し、落札者が決定したときは、本市の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 必要と認めるときは入札を延期（入札期間の延長を含む。）し、中止、又は取り消すことがある。
- (3) 開札後、落札予定者となった者が、正当な理由なく落札者となることを辞退することはできない。

---

なお、落札者となることを辞退した場合は、指名停止等措置要綱第2条の規定により、指名停止を行う。

- (4) 6(5)の入札参加資格の確認とあわせて、入札取扱要綱第23条第1項の規定に基づき適格性の審査を行い、当該契約の相手方としての適格性に欠ける者と認定された場合は落札者として決定しない。
- (5) 本委託は、委託契約約款第22条第1項適用対象契約とする。委託契約約款第22条第1項に関する事項は、複数年にわたる委託契約における全体スライド条項の適用に係る説明書に定めるところによる。
- (6) この契約は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。
- (7) その他、この公告に規定のない事項については、横浜市契約規則、入札取扱要綱及び入札参加者要領等に定めるところによるものとする。

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和5年2月7日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	令和4年度介護保険システム2仕様変更委託(介護関連データ利活用に係る基盤構築利用分)一式	健康福祉局高齢健康福祉部介護保険課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年12月27日	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	49,984,000	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号	健康福祉局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。